

【記入要領及び記入例】

1. 解体工事業登録申請書（別記様式第1号）

<表面>

- ①「登録の種類」の欄は、新規・更新いずれか不要のものを二重線で消します。
 - ②「※登録番号」及び「※登録年月日」は三重県が記入する欄ですので、記入しないでください。
 - ③「申請者」の欄には、申請書を提出する年月日と、申請者が法人である場合には商号又は名称と代表者氏名を記入します。申請者が個人である場合には申請者本人の氏名を記入（屋号を使用する場合は屋号も記入）します。
 - ④「商号、名称又は氏名」の欄には、法人の場合は法人名、個人の場合は本人の氏名を記入（屋号を使用する場合は屋号も記入）し、カタカナでふりがなを付けます。
 - ⑤「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所の所在地を記入し、個人の場合には本人の住所を記入します。注）登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入します。
 - ⑥「法人である場合の代表者の氏名」の欄には、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナでふりがなを付けます。個人の場合にはこの欄は記入不要です。
 - ⑦「法人である場合の役員の氏名及び役名」の欄には、法人の役員等の氏名及び役名を記入し、氏名にはカタカナでふりがなを付けます。また、個人の場合にはこの欄は記入不要です。
- 注）役員とは、業務を執行する社員（合名会社の社員、合資会社の無限責任社員又は合同会社の有限責任社員）、取締役（株式会社（有限会社を含む。）の取締役）、これらに準ずる者（例えば、法人格のある各種組合等の理事等）、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいいます。
- ⑧「申請時において既に受けている登録」の欄には、登録の更新を申請しようとする場合に、既に受けている登録番号を記入します。新規の登録申請の場合にはこの欄は記入不要です。

<裏面>

- ⑨「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄には、選任した技術管理者の氏名を記入します。（複数名いる場合は全て記入します。）この場合の技術管理者は、定められた基準を満たしている者でなければなりません。
- ⑩「営業所の名称及び所在地」の欄には、全ての営業所について名称、所在地、電話番号、郵便番号を記入し、名称にはカタカナでふりがなを付けます。この欄には、三重県以外に所在する営業所についても全て記入する必要があります。
- ⑪「未成年者である場合の法定代理人」の欄には、申請者が未成年者である場合に法定代理人が個人の場合は「法定代理人が個人である場合」欄に、その氏名と住所を記入し、氏名にはカタカナでふりがなを付け、法定代理人が法人の場合は「法定代理人が法人である場合」欄に、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名及び役名等を記入し、商号又は名称及び役員の氏名にはカタカナでふりがなを付けます。
- ⑫「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、登録申請する際に、三重県以外で既に解体工事業の登録を受けている場合にその登録番号を記入します。他の都道府県で登録を受けていない場合にはこの欄は記入不要です。

※法人の場合には、商号、代表者の氏名及び役員の氏名は原則、商業登記簿謄本の字で記入してください。個人の場合には、氏名は原則、住民票の字で記入してください。

解体工事業登録申請書			
証紙はり付け欄 (消印してはならない。)			
新規・更新いずれか不要のものを二重線で消します。		行政庁記入欄になりますので、記入しないでください。	
登録の種類	新規・更新	※登録番号	年 月 日
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。		令和3年 6月 7日	
三重県知事 一見 勝之 殿		三重県津市栄町1-0-0 申請者 株式会社 吉田山解体 代表取締役 広明 太郎	
フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ ヨシダヤマカイタイ 株式会社 吉田山解体		
住 所	郵便番号 (000-●●●●) 三重県津市栄町1-0-0 電話番号 (059) △△△-××××		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	カウメイ タロウ 広明 太郎		
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等			
フリガナ 氏 名	役員等 (常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役員等 (常勤・非常勤)
カウメイ タロウ 広明 太郎	代表取締役 (常勤)	申請者が法人である場合は、役員の氏名及び役名等を記入してください。 登録の更新を申請しようとする場合のみ、既に受けている登録番号を記入します。 新規の登録申請の場合には、空欄で結構です。	
カウメイ ジロウ 広明 次郎	取締役 (常勤)		
カイタイ ヨシコ 解体 良子	取締役 (常勤)		
カイタイ ヨシオ 解体 良夫	株主等		
申請時において既に受けている登録		↓	

行政書士による代理・代行手続の場合は、必ず職氏名を記載し、行政書士職印を押印してください。(申請書の余白も可)

解体工事業登録申請書			
			証紙はり付け欄 (消印してはならない。)
新規・更新いずれか不要のものを二重線で消します。		行政庁記入欄になりますので、記入しないでください。	
登録の種類	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> ↙ 新規・更新 ↘ </div>	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
<p>この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">令和3年 6月 5日</p> <p style="text-align: right;">三重県津市渋見町〇〇〇-□</p> <p style="text-align: right;">申請者 吉田山興業</p> <p style="text-align: right;">代表者 三重 一男</p> <p>三重県知事 一見 勝之 殿</p>			
フリガナ 商号、名称又は氏名	ヨシダ ヤマキョウ ミ 一ノヲ 吉田山興業 三重 一男		
住 所	郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 三重県津市渋見町〇〇〇-□ 電話番号 (059) △△△-××××		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	申請者が個人である場合は 記入不要です。		
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等			
フリガナ 氏 名	役員等 (常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役員等 (常勤・非常勤)
申請者が個人である場合は 記入不要です。		登録の更新を申請しようとする場合のみ、既に受けている登録番号を記入します。 新規の登録申請の場合には、空欄で結構です。	
申請時において既に受けている登録		↓	

行政書士による代理・代行手続の場合は、必ず職氏名を記載し、行政書士職印を押印してください。(申請書の余白も可)

(A4)

2 誓約書（別記様式第2号）

誓約書は、登録申請者、その役員及び法定代理人が、登録を申請するにあたり、建設リサイクル法第24条第1項に規定されている欠格要件に示す事項に該当していないことを誓約する書面です。

- ①「申請者」の欄には、申請者が法人である場合には商号又は名称と代表者氏名を記入します。申請者が個人である場合には申請者本人の氏名を記入（屋号を使用する場合は屋号も記入）します。
- ②申請者が、解体工事業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、「申請者」の下欄に法定代理人を記入します。

別記様式第2号（第4条関係）

(A4)

<h3 style="margin: 0;">誓 約 書</h3> <p style="margin: 10px 0;">登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に 該当しない者であることを誓約します。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">令和 3年 6月 5日</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">三重県津市栄町1-0-0 株式会社 吉田山解体 代表取締役 広明 太郎</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者</p> <p style="margin: 10px 0;">三重県知事 △△△△ 殿</p>		
--	--	--

3 実務経験証明書（別記様式第3号）

①この様式は、選任した技術管理者が、必要な実務経験を有していることを証明するもので、技術管理者が、その基準を満たすために実務経験が必要である場合に作成が必要となります。

（基準については、「解体工事業登録申請等手続きのご案内」P. 9～10を参照。）

なお、その実務経験を証明する者が異なっている場合には、証明者ごとに作成する必要があり、また、技術管理者が複数名いる場合には、それぞれの技術管理者ごとに必要です。

②定められた学科を卒業後の実務経験による場合には、定められた学科を修めたことを証明する書類（卒業証明書等）も併せて必要となるので注意してください。

③「実務経験」とは、解体工事に関する技術上の経験を言います。すなわち、解体工事の施工を指揮、監督した経験や、実際に解体工事に携わった経験を指し、解体工事に関する技術を習得するための見習いにおける技術的経験も含まれます。ただし、解体工事の現場の単なる雑務や、事務の仕事に関する経験は、ここで言う「実務経験」とはなりません。

④「証明者」の欄には、技術管理者の実務経験を証明することができる者の氏名を記入しますが、原則として技術管理者の使用者が該当します。使用者の証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を記載し、技術管理者の使用者以外の者（例えば、勤務していた当時の上司など）の証明とすることができます。

なお、「使用者の証明を得ることができない場合」の「その理由」欄は、会社解散のため・事業主死亡のため等の理由を記入します。

⑤「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入します。

⑥「使用されていた期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載されている使用者に雇用されていた期間を記入します。

⑦「職名」の欄には、工事主任、現場代理人、〇〇係長、〇〇課長等の役職名を具体的に記入します。

⑧「実務経験の内容」の欄には、解体工事に携わった実務の経験について、工事名及びどのような種類の構造物の解体であったのかが分かるように、下記記入例を参考に、1年1行になるよう必要な年数分を具体的に記入します。

なお、必要となる実務経験年数を満たしていれば、技術管理者が経験した解体工事を、全て記入する必要はありません。所定の用紙内に記入しきれないときは、適宜用紙を追加して、必要となる実務経験年数に達するように記入します。

⑨「実務経験年数」の欄には、業務に従事していた期間を記入します。この場合、1行に記載できる期間は1年までとし、これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記入します。「合計」欄の期間が、実務経験を必要とする年数を満たしていなくてはなりません。

ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しないように注意します。

⑩「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者から見た被証明者（つまり技術管理者）との関係、具体的には社員、従業員等を記入します。

⑪更新において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、前回のコピーで可とします。

別記様式第3号（第4条関係）

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します

令和3年6月2日

証明者の解体工事業登録番号または建設業許可番号（※）を記入します。

証明者

三重県津市広明町〇〇番地
エム・アイ・イー建設株式会社
代表取締役 三重 太郎
●●県知事（登-△）第□□号
（または建設業許可番号）

許可又は登録番号

解体工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を書きます。

技術管理者の氏名	解体 一郎	生年月日	昭和51年1月5日	使用された 期間	平成20年 4月から
使用者の商号 又は名称	エム・アイ・イー建設株式会社				令和3年 3月まで
職名	実際に解体工事に従事した実務経験年数を記載してください。（1行に記載できる期間は1年のみ）				実務経験年数
現場主任	「●●邸解体工事」（木造建造物の解体）他				平成25年1月から平成25年12月まで
〃	「××ビル解体工事」（CRS建造物の解体）他				平成26年1月から平成26年12月まで
〃	「〇〇邸解体工事」（木造建造物の解体）他				平成27年1月から平成27年12月まで
工事係長	「△△邸解体工事」（木造建造物の解体）他				平成28年1月から平成28年12月まで
〃	「※※ビル解体工事」（SRC建造物の解体）他				平成29年1月から平成29年12月まで
〃	「□□邸解体工事」（木造建造物の解体）他				平成30年1月から平成30年12月まで
〃	年に1件、主な請負工事名を記載してください。				年1月から令和元年12月まで
技術課長	従事した工事について、具体的な工事名及びどのような業種の建造物の解体であったのかが分かるように、具体的に記載します。				年1月から令和2年12月まで
〃	「▼▼邸解体工事」（木造建造物の解体）他				令和0年1月から令和3年3月まで
使用者の証明 を得ることが できない場合	その 理由				合計 8 年 3 月
					証明者と被証明者との関係

記載要領

- この証明書は、被証明者の実務経験を証明するものである。
- 「実務経験の内容」欄には、従事した主な工事名、解体した建造物の種類等を具体的に記載すること。

※解体工事業を営むには、解体工事業登録または建設業許可を受ける必要があります。
建設業許可については、解体工事業、建築一式、土木一式または、とび・土工事業（令和元年5月31日までに施工したものに限り）のみ有効です。

4 登録申請者の調書（別記様式第4号）

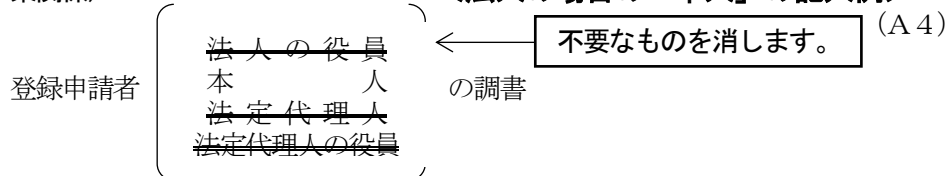
① 「登録申請者の調書」は、登録申請者が法人である場合には、申請者本人としての法人のものと、その法人の役員のものを作成します。法人の役員のもの、解体工事業登録申請書の「法人である場合の役員の名及び役名等」の欄に記入した役員全員について作成する必要があります。また、登録申請者が個人である場合には申請者本人のものを、申請者が未成年者である場合には申請者本人のものと法定代理人のものがが必要です。

② 「法人の役員本人 法定代理人 法定代理人の役員」については、それぞれ該当するものを残して、不要なものを二重線で消します。

③ 「賞罰」の欄には、解体工事業に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入します。該当する賞罰がない場合には、「なし」と記入します。

別記様式第4号（第4条関係）

<法人の場合の「本人」の記入例>



現住所	郵便番号 (000-●●●●)			三重県津市栄町1-0-□		電話番号 (059) △△△-××××
フリガナ 商号、名称又は名称	ガシカイヤ 株式会社	ヨシヤマカクタイ 吉田山解体	生年月日			
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容				
		なし				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人が申請者の場合、法人自体の調書を作成します。 </div>						
上記のとおり相違ありません。 令和3年 6月 5日						
						代表取締役 氏名 広明 太郎

1 「法人の役員本人 法定代理人 法定代理人の役員」については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登記申請者が法人である場合には記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

<法人の場合の「本人の役員」の記入例>

別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 { 法人の役員
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員 } の調書

不要なものを消します。 (A4)

住民票上の住所と居住地（現住所）が異なる場合は、居住地（現住所）を記載してください。

現住所	郵便番号 (000-●●●●)			三重県津市江戸橋〇丁目□□□	電話番号 (059) 000-△△△△
フリガナ 商号、名称又は名称	かみ 知 広明 太郎	生年月日	昭和44年3月1日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		なし			
<p>解体工事登録申請書の「法人である場合の役員の氏名及役員等」の欄に記入した役員全員について作成します。</p> <p>上記のとおり相違ありません。 令和3年 6月 5日</p> <p>法人の役員には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者の他、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしているものを含みます。</p> <p>代表取締役 氏名 広明 太郎</p> <p>相談役、顧問、株主について、「賞罰」の欄の記載、署名は不要です。</p>					

- 1 { 法人の役員
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員 } については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登記申請者が法人である場合には記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

<個人の場合の「本人」の記入例>

別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人の役員		← 不要なものを消します。 (A4) の調書
現住所 郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 三重県津市洪見町〇〇〇-□	電話番号 (059) ※※※-●●●●	
ガナ 商号、名称又は名称	ミエ カズオ 三重 一男	生年月日 昭和49年4月15日
賞 年 月 日	賞 罰 の 内 容 なし	
罰		
上記のとおり相違ありません。 令和3年 1月 4日 氏名 三重 一男		

- 1

法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人の役員	については、不要のものを消すこと。
----------------------------------	-------------------
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登記申請者が法人である場合には記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

5 解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号）

- ① 登録を受けた後、登録申請時の事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内にこの様式を用いて届け出なければなりません。また、変更があった事項に応じた書類を添付する必要があります。（届出を要する事項及び添付書類については、「解体工事業登録申請等手続きのご案内」P. 3～4を参照。）
- ② 「届出者」の欄には、法人である場合には商号又は名称と代表者氏名を記入します。個人である場合には本人の氏名を記入（屋号を付ける場合は屋号も記入）します。
- ③ 「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入します。
- ④ 「変更前」及び「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入します。
- ⑤ 「変更年月日」の欄には、変更があった実際の日付を記入します。

別記様式第6号（第6条関係）

<p>解体工事業登録事項変更届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり変更の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">令和3年 6月 9日</p> <p style="text-align: right;">三重県津市桜橋3-◇-※ 株式会社 吉田山解体 代表取締役 広明 太郎</p> <p>届出者</p> <p>三重県知事 △△△△ 殿</p>			
フリガナ 商号、名称又は氏名	カジカ イヤ ヨシヤマカイ 株式会社 吉田山解体		
住 所	郵便番号（〇〇〇-●●●●） 三重県津市桜橋3-◇-※ 電話番号（059）△△△-××××		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	カメイ タロウ 広明 太郎		
登録番号	三重県知事（登-3）第〇〇-〇〇号		
登録年月日	令和3年 4月 1日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
住 所	三重県津市栄町1-〇-□ 郵便番号（〇〇〇-●●●●） 電話番号（059）△△△-××××	三重県津市栄町3-◇-※ 郵便番号（〇〇〇-●●●●） 電話番号（059）△△△-××××	令和3年6月1日
営業所の所在地 （四日市営業所）	三重県四日市市新正1-×-● 郵便番号（〇〇〇-●●●●） 電話番号（059）△△△-××××	三重県四日市市新正3-×-● 郵便番号（〇〇〇-●●●●） 電話番号（059）△△△-××××	令和3年6月1日
役員の氏名 （取締役の氏名）	—	カメイ サブ 広明 三郎	令和3年6月1日
技術管理者の氏名	カタイ 仔 解体 一郎	ブンパツ マサ 分別 正男	令和3年5月28日

行政書士による代理・代行手続の場合は、必ず職氏名を記載し、
行政書士職印を押印してください。（申請書の余白も可）

6 解体工事業者登録票（標識）（別記様式第7号）

①標識は、解体工事業者の営業所及び解体工事現場（全ての現場ごと）に公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他国土交通省令（解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「省令」という。））で定める事項を記載した下記の標識（様式第7号）を掲げなければなりません。

②登録票は、縦25センチメートル、横35センチメートル以上の大きさが必要です。

③「技術管理者の氏名」の欄には、営業所に掲げる場合は、選任した技術管理者（複数名いる場合にはいずれかの技術管理者）の氏名を、解体工事現場に掲げる場合には、実際にその工事現場の技術上の管理をつかさどる技術管理者の氏名を記入します。

別記様式第7号（第8条関係）

←————— 35センチメートル以上 —————→		
解 体 工 事 業 者 登 録 票		↑ 25 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
商号、名称又は氏名	株式会社 吉田山解体	
法人である場合の 代表者の氏名	広 明 太 郎	
登録番号	三重県知事（登－3）第〇〇－〇〇号	
登録年月日	令和 3 年 4 月 1 日	
技術管理者の氏名	解 体 一 郎	

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

7 帳簿（別記様式第8号）

- ①帳簿は、解体工事1件ごとに整備し、営業所に保存しなければなりません。
- ②「注文者の氏名又は名称」「注文者の住所」の欄には、当該解体工事を発注した者（施主）の氏名又は名称、住所を記入します。
- ③「工事請負代金」の欄には、当該解体工事の最終的な請負金額を記入します。
- ④「当該工事に係る技術管理者の氏名」の欄には、実際に当該書いた工事の技術上の管理をつかさどった技術管理者の氏名を記入します。

なお、帳簿の記載事項や添付書類の内容が、必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される場合は、電子計算機に備えられたファイル又は磁器ディスク、CD-ROM等に記録することで、下記の帳簿への記載や添付書類に代えることもできます。詳細については、省令第9条に規定されています。

別記様式第8号（第9条関係）

(A4)

注文者の氏名又は名称	株式会社 三重津商事
注文者の住所	郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 津市島崎町3-●-◎ 電話番号（059）×××-※※※※
施行場所	津市島崎町3-●-◎
着工年月日及び竣工年月日	自 令和 3 年 9 月 12 日 至 令和 3 年 10 月 8 日
工事請負金額	×, ×××, ××× 円
当該工事に係る 技術管理者の氏名	解体 一郎

記載上の注意

☆ペン又はボールペンで記載し、訂正する場合はその個所を2本線で抹消のうえ、はっきりと記載してください。

☆各様式の備考欄をよくお読みのうえ記載してください。

8 委任状(例)

委任状

代理人 住所 三重県津市〇丁目〇一〇
氏名 行政書士 〇〇 〇〇
(行政書士会登録番号 ●●●●●●●●●●)
電話 〇五九-二二四-●●●●

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項(記載例)

- 1 「解体工事業登録」の場合
解体工事業登録に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、登録通知書の受領等
- 2 「変更等の届出」の場合
建設リサイクル法の規定に基づく解体工事業登録の変更等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等
- 3 「廃業等の届出」の場合
建設リサイクル法の規定に基づく解体工事業登録の廃業等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等

令和〇年〇月〇日

委任者
営業所所在地 三重県津市〇丁目〇一〇
商号又は名称 株式会社 三重解体
代表者氏名 三重一郎

〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載すること。
- 2 押印の有無は問いません。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付すること。
- 4 申請書提出の際は、行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証)を提示若しくは写しを提出すること。